

都市建設委員会委員長報告書

平成 28 年 12 月 14 日

都市建設委員会に付託されました議案 6 件につきまして、審査の過程における各委員からの討論及び審査結果について、審査経過順に報告します。

初めに、議案第 96 号 市道路線の認定について及び議案第 97 号 市道路線の廃止については、関連がありますことから、一括して審査しました。

議案第 96 号は、土地区画整理事業に伴う 70 路線を市道として認定するものです。

議案第 97 号は、土地区画整理事業に伴うもの 12 路線を廃止するものです。

なお、本委員会は案件の現況を視察したことを申し添えます。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、議案第 96 号及び議案第 97 号の両案は、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 94 号 流山市占用料条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、現行の占用料の額を改定するとともに、道路法施行令の一部改正による 占用物件の区分の細分化等、所要の改

正を行うものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第95号 流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、運河堤防第2自転車駐車場を廃止し、運河駅東口第2自転車駐車場を新設するものです。

審査の過程における討論として、

1 1点要望し、賛成の立場で討論する。

流山駅及び平和台駅周辺の自転車駐車場の条例改正は、既存の駐車場利用者の減少に伴い収容台数の縮小を予定することは適正な判断である。また、運河駅周辺の駐車場に関しては、運河堤防第2自転車駐車場が駅から遠い事由などから利用者の減少が認められる点、更にはその代替地として運河駅東口第1、第2自転車駐車場の整備に伴い廃止とされることも適正であると評価する。

しかしながら、運河堤防第2自転車駐車場の跡地に関しては国交省との河川区域の占用許可更新により利用目的を用途替えしてでも、その立地条件を活かした再利用が望ましく、条例の改正と共に、他部署との連携のもと、地域活性化の為の有効活用も考えて頂けるよう要望する。

2 1点要望し、賛成の立場で討論する。

運河駅だけにとどまらず流山駅も平和台駅も、単なる自転車駐車場の撤去にとどまらず、その地域のまちづくりに何らかの寄与をするようご尽力いただきたい。

がありました。採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 9 3 号 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成 2 9 年 4 月 1 日から本市が特定行政庁に移行するに当たり、建築基準法第 7 8 条の規定により、建築審査会を設置することから、諮問機関を変更するとともに、都市計画決定をした流山 9 丁目地区地区整備計画区域、及び駒木台第二自治会地区地区整備計画区域について、同法第 6 8 条の 2 第 1 項の規定により建築物の用途等の制限を定めるものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

最後に、議案第 1 0 5 号 平成 2 8 年度流山市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）について申し上げます。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準拠して給与改定を行うとともに、この給与改定に伴う所要額及び決算的見地により補正するものです。

審査の過程における討論は特になく、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決定しました。

以上で、都市建設委員会の委員長報告を終わります。